（労働金庫法施行規則第九十条の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める者等を定める件の一部改正）

第五条　労働金庫法施行規則第九十条の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める者等を定める件（平成十八年金融庁厚生労働省告示第十七号）の一部を次のように改正する。

次の題名を付する。

労働金庫法施行規則第九十条第一号イの規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める者等

第一条及び第二条中「第九十条」を「第九十条第一号イ」に改める。

○金融庁・農林水産省告示第一号

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、平成十年大蔵省告示第十四号（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十五条第二項第二号、第十二号及び第三十号の規定に基づき、組合等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件）等の一部を次のように改正し、同法の施行の日（平成二十九年四月一日）から適用する。

平成二十九年三月二十四日

金融庁長官　森　信親
農林水産大臣　山本　有二

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十五条第二項第二号、第十二号及び第三十号の規定に基づき、組合等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部改正）

第一条　平成十年大蔵省告示第十四号の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務）

第四条　命令第三十七条第二号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める業務は、前条第一号から第六号までに掲げる業務とする。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十六条第三項第二号等の規定に基づき、漁業協同組合等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部改正）

第二条　平成十年大蔵省告示第二十一号（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十六条第三項第二号等の規定に基づき、漁業協同組合等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務）

第四条　命令第三十条第二号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める業務は、前条第一号から第六号までに掲げる業務とする。

（農林中央金庫法の施行に関し定める件の一部改正）

第三条　平成十三年金融庁農林水産省告示第十三号（農林中央金庫法の施行に関し定める件）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「第六十六条」を「第六十六条第一号」に改め、同条第二項及び第三項中「第六十六条」を「第六十六条第一号イ」に改める。

第九条の見出し中「主として」を削り、同条第一項中「主として」を削り、同項第一号中「又は水産加工業協同組合連合会」を「、水産加工業協同組合連合会又は業務代理組合（農林中央金庫又は農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第二条第二項に規定する信用農水産業協同組合連合会が同法第四十二条第三項前段の認可を受けてその業務を代理（媒介を含む。）させる同法第二条第一項第一号に規定する特定農業協同組合、同項第三号に規定する特定漁業協同組合又は同項第五号に規定する特定水産加工業協同組合をいう。次項第一号及び第五項において同じ。）」に改め、「百分の五十」の下に「（規則第九十七条第一項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については、百分の四十）」を加え、同条第二項中「主として」を削り、同項第一号中「又は水産加工業協同組合連合会」を「、水産加工業協同組合連合会又は業務代理組合」に改め、同条第三項中「主として」を削り、同項第一号中「百分の五十」の下に「（規則第九十七条第一項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については、百分の四十）」を加え、同条第四項中「主として」を削り、同条第五項中「主として」を削り、「又は水産加工業協同組合連合会」を「、水産加工業協同組合連合会又は業務代理組合」に改め、「百分の五十」の下に「（同項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については、百分の四十）」を加える。

第十条（見出しを含む。）中「主として」を削る。

第十四条の次に次の一条を加える。

（認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務）

第十四条の二　規則第九十九条第二号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める業務は、前条第一号から第七号までに掲げる業務とする。

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十四条の二の規定に基づき、農林水産大臣及び金融庁長官が定める機械等を定める件の一部改正）

第四条　平成十四年金融庁農林水産省告示第六号（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十四条の二の規定に基づき、農林水産大臣及び金融庁長官が定める機械等を定める件）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十四条の二」を「第十四条の二第一項第一号」に改める。

第二条及び第三条中「第十四条の二」を「第十四条の二第一項第一号イ」に改める。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十二条の規定に基づき、農林水産大臣及び金融庁長官が定める機械等を定める件の一部改正）

第五条　平成十四年金融庁農林水産省告示第十九号（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十二条の規定に基づき、農林水産大臣及び金融庁長官が定める機械等を定める件）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十二条」を「第十二条第一項第一号」に改める。

第二条及び第三条中「第十二条」を「第十二条第一項第一号イ」に改める。

（農業協同組合の従属業務を営む会社が農業協同組合のために営む従属業務等に関する基準の一部改正）

第六条　平成十八年金融庁農林水産省告示第二十三号（農業協同組合の従属業務を営む会社が農業協同組合のために営む従属業務等に関する基準）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「主として」を削り、同項第一号中「百分の五十」の下に「（同項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については、百分の四十）」を加え、同条第二項中「主として」を削り、「すべて」を「全て」に改める。